

委員会と構成員が同一となっている部会の審議事項に関する  
委員会の議決について

〔平成28年4月26日  
統計委員会決定〕

改正 平成30年9月28日

委員会と構成員が同一となっている部会の審議事項については、統計委員会令第2条  
第6項の規定に基づき、当該部会の議決をもって統計委員会の議決とする。